

15次公募申請スケジュール

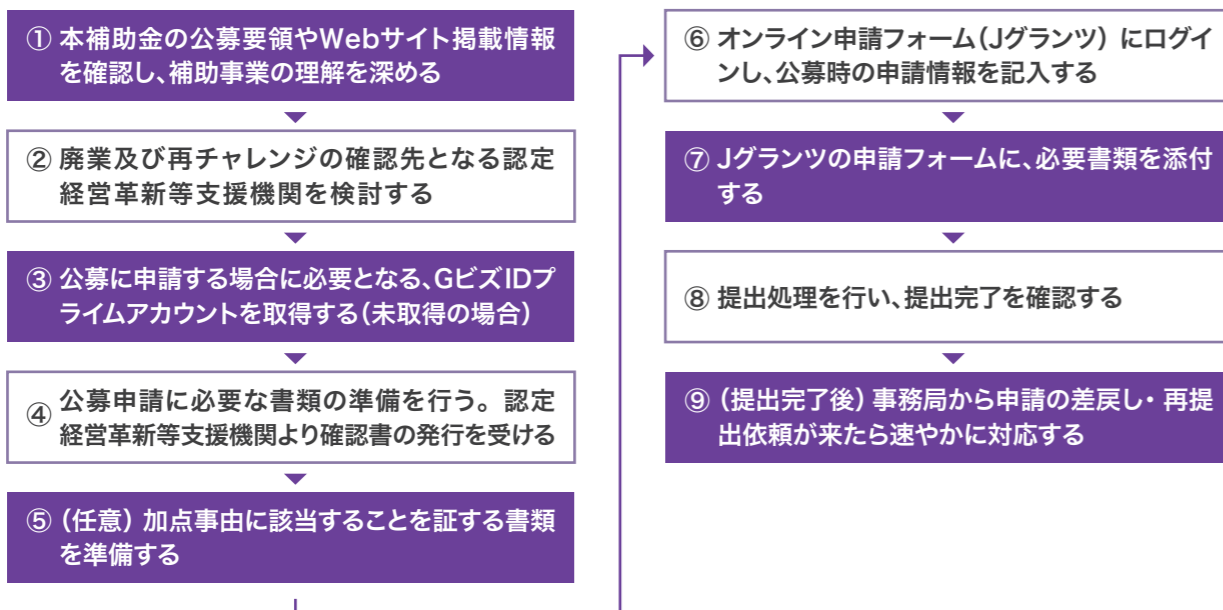


※上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

採択と交付決定の段階的な実施



申請の流れ



他の補助金枠との同時申請・併用申請

	専門家活用枠	事業承継促進枠	PMI推進枠		廃業・再チャレンジ枠
			PMI専門家活用類型	事業統合投資類型	
廃業・再チャレンジ枠	◎	◎	◎	◎	

他の補助金枠との同時申請・併用申請の可否について
 【同時申請可(○)】同一公募回で、他の枠も同時に申請手続きを行うことが可能です
 【併用申請可(◎)】他の枠との併用にて申請する場合、廃業・再チャレンジ枠としての申請は不要です
 【同時申請・併用申請不可(x)】同一公募回での同時申請・併用申請は不可となります

中小企業生産性革命推進事業

事業承継・M&A補助金

事業承継・M&A補助金は、中小企業・小規模事業者等が、事業承継やM&Aに際して行う設備投資等や、事業承継・事業再編及び事業統合に伴う経営資源の引継ぎ、または引継ぎ後の経営統合に係る経費の一部を補助することによって、事業承継・事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とした補助金です。



廃業・再チャレンジ枠

15次公募のご案内

公募要領公開

2026年5月22日(金)

公募申請受付期間

2026年6月19日(金) ~ 2026年7月24日(金) 17:00



事業承継・M&A補助金
WEBサイト

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/>

事業承継・M&A補助金事務局

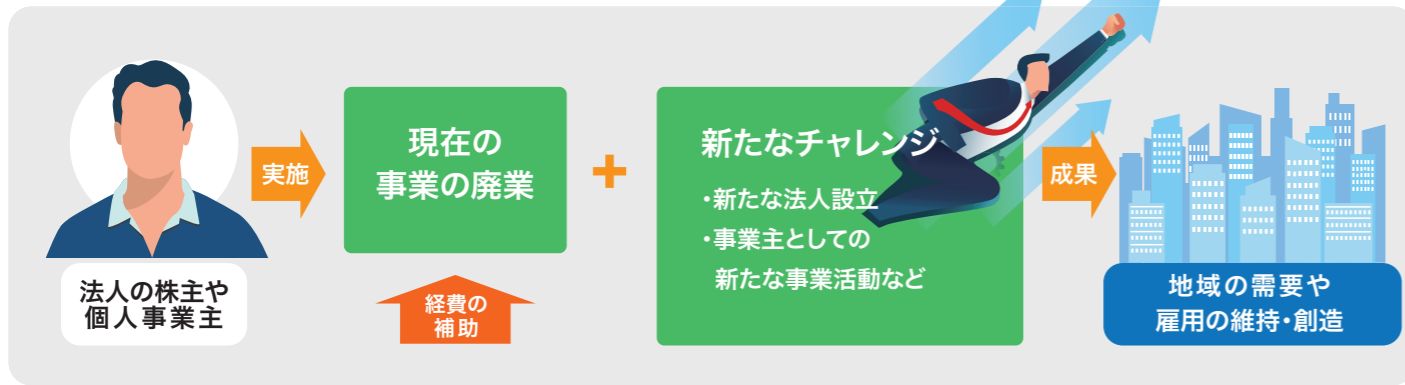
お問い合わせ窓口
(廃業・再チャレンジ)

TEL: 050-3145-3812

※受付時間: 9:30~12:00, 13:00~17:00(土・日・祝日を除く)

廃業・再チャレンジ枠とはどんな枠ですか？

廃業・再チャレンジ枠とは、M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合にかかる経費の一部を補助する枠です。



ポイント① 単独申請の場合と、併用申請の場合とで要件が異なります

廃業・再チャレンジ枠では、当枠のみで申請を行う「再チャレンジ申請(単独申請)」と、事業承継促進枠や専門家活用枠、PMI推進枠と併せて申請を行う「併用申請」の場合で要件が異なります。

再チャレンジ申請(単独申請)	M&Aで事業を譲り渡せなかった事業者による廃業・再チャレンジ
併用申請	事業承継に伴う廃業や、事業の譲り渡し/譲り受けに伴う廃業

・併用申請の場合は、事業承継促進枠、専門家活用枠(買い手支援類型)、専門家活用枠(売り手支援類型)、PMI推進枠(PMI専門家活用類型、事業統合投資類型)とのいずれかとの申請になります。
 ・併用申請の場合は、事業承継やM&Aによる事業の再編・統合に伴う事業の一部廃業も対象となります。

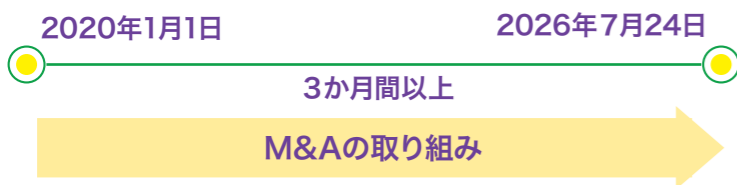
POINT

再チャレンジ申請における共同申請について

再チャレンジ申請(単独申請)において、中小企業(法人)の廃業を行う場合は、廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須となります。

ポイント② 【再チャレンジ申請の場合】一定期間内にM&A(事業の譲り渡し)に着手していることが条件です

廃業・再チャレンジ枠に単独で申請する場合、2020年以降～公募申請期日の間に、売り手としてM&Aに着手し、3か月以上取り組んでいることが条件となります。



POINT

- ・左記3つのいずれかに該当する必要があります(申請者自身でM&Aに着手した場合は対象外となります)
- ・併用申請時は、本条件は適用されません

- ・事業承継・引継ぎ支援センターへの相談依頼
- ・M&A支援機関との包括契約(着手を含む契約)
- ・M&Aマッチングサイトへの登録

ポイント③ 【再チャレンジ申請の場合】補助事業期間内に既存法人(事業)の廃業を完了した上で、再チャレンジすることが条件です

再チャレンジ申請の場合、補助事業期間中に廃業を完了する必要があります。尚、この場合の廃業は事業の一部を廃業するのではなく、会社自体の廃業が要件となります。

2026年9月(下旬予定)～

12か月以内

会社自体の廃業の完了

再チャレンジ

会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業(解散・清算)登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う等

- ・新たな法人の設立
- ・個人事業主としての、新たな事業活動の実施
- ・自身の知識や経験を活かせる企業への就職や社会への貢献等

POINT

- ・期間内に廃業が完了しない場合は、補助対象外となりますのでご注意ください
- ・併用申請の場合は、この限りではありません(一部廃業も対象となります)

補助対象となる経費の区分

廃業支援費

廃業・清算に関する専門家活用費

在庫廃棄費

既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費

解体費

既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費

原状回復費

借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用

リースの解約費

リースの解約に伴う解約金・違約金

土壌汚染調査費

土地(有害物質)の使用地歴調査に関する資料調査・ヒアリングをする為に支払われる費用等

移転・移設費

効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

補助率・補助上限額

申請の種類	補助下限額	補助上限額	補助率
再チャレンジ申請(単独申請)	50万円	300万円	2/3以内
併用申請			1/2又は2/3以内

※詳細は公募要領をご確認ください

POINT

併用申請の場合、廃業費の補助率は事業費の補助率に従います